

特集 国民健康保険税条例の一部改正

議案第97号	白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第98号	表郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第99号	大信村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第100号	東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

左4議案については、地方税法等の一部改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を引き上げるほか、国民健康保険税の賦課割合を見直すなどのため、所要の改正をしたものであります。

[主な内容]

1 改正条例の概要

① 基礎課税賦課限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を引き上げるほか、税率等を下記のとおり改正することとした。

(単位：円)

項目	旧白河市		旧表郷村		旧大信村		旧東村	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
基礎課税限度額	47万円	50万円	47万円	50万円	47万円	50万円	47万円	50万円
後期高齢者支援金等課税限度額	12万円	13万円	12万円	13万円	12万円	13万円	12万円	13万円
介護納付金課税限度額	10万円	—	10万円	—	10万円	—	10万円	—
基礎課税所得割合	7.17%	8.17%	5.85%	7.52%	6.49%	7.82%	6.49%	7.82%
基礎課税資産割合	19.92%	—	19.92%	—	21.24%	20.57%	21.60%	20.77%
基礎課税均等割額	21,000	23,000	20,200	22,600	19,000	22,000	20,900	22,900
基礎課税平等割額							0	
特定世帯以外	26,300	27,300	24,300	26,300	26,500	27,400	25,400	26,800
特定世帯	13,150	13,650	12,150	13,150	13,250	13,700	12,700	13,400
後期高齢者支援金等課税額所得割	1.83%	—	1.83%	—	1.83%	—	1.83%	—
後期高齢者支援金等課税額資産割	5.08%	—	5.08%	—	5.08%	—	5.08%	—
後期高齢者支援金等課税額均等割	5,400	—	5,400	—	5,400	—	5,400	—
後期高齢者支援金等課税額平等割								
特定世帯以外	6,700	—	6,700	—	6,700	—	6,700	—
特定世帯	3,350	—	3,350	—	3,350	—	3,350	—
介護所得割額	2.5%	—	0.75%	—	1.3%	—	1.2%	—
介護資産割額	☆	☆	1.0%	—	1.5%	—	2.5%	—
介護均等割額	12,000	—	8,000	—	7,000	—	8,000	—
介護平等割額	☆	☆	1,000	—	3,500	—	4,300	—

※表中の「—」は変更がないこと、「☆」は空欄を表している。

※特定世帯とは、国保加入者が後期高齢者医療保険に移行し、国保に残る被保険者が1人になる世帯(単身世帯)をいう。

② 減額する額の改正 税率等の改正に伴い、7割、5割、2割の軽減額を見直すこととした。

[減額する額]

(単位：円)

項目	旧白河市		旧表郷村		旧大信村		旧東村		
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
7割減額	基礎課税均等割額	14,700	16,100	14,140	15,820	13,300	15,400	14,630	16,030
	基礎課税平等割額								
	特定世帯以外	18,410	19,110	17,010	18,410	18,550	19,180	17,780	18,760
	特定世帯	9,205	9,555	8,505	9,205	9,275	9,590	8,890	9,380
	後期高齢者支援金等課税額均等割	3,780	—	3,780	—	3,780	—	3,780	—
	後期高齢者支援金等課税額平等割								
	特定世帯以外	4,690	—	4,690	—	4,690	—	4,690	—
	特定世帯	2,345	—	2,345	—	2,345	—	2,345	—
	介護均等割額	8,400	—	5,600	—	4,900	—	5,600	—
	介護平等割額	☆	☆	700	—	2,450	—	3,010	—
5割減額	基礎課税均等割額	10,500	11,500	10,100	11,300	9,500	11,000	10,450	11,450
	基礎課税平等割額								
	特定世帯以外	13,150	13,650	12,150	13,150	13,250	13,700	12,700	13,400
	特定世帯	6,575	6,825	6,075	6,575	6,625	6,850	6,350	6,700
	後期高齢者支援金等課税額均等割額	2,700	—	2,700	—	2,700	—	2,700	—
	後期高齢者支援金等課税額平等割額								
	特定世帯以外	3,350	—	3,350	—	3,350	—	3,350	—
	特定世帯	1,675	—	1,675	—	1,675	—	1,675	—
	介護均等割額	6,000	—	4,000	—	3,500	—	4,000	—
	介護平等割額	☆	☆	500	—	1,750	—	2,150	—
2割減額	基礎課税均等割額	4,200	4,600	4,040	4,520	3,800	4,400	4,180	4,580
	基礎課税平等割額								
	特定世帯以外	5,260	5,460	4,860	5,260	5,300	5,480	5,080	5,360
	特定世帯	2,630	2,730	2,430	2,630	2,650	2,740	2,540	2,680
	後期高齢者支援金等課税額均等割額	1,080	—	1,080	—	1,080	—	1,080	—
	後期高齢者支援金等課税額平等割額								
	特定世帯以外	1,340	—	1,340	—	1,340	—	1,340	—
	特定世帯	670	—	670	—	670	—	670	—
	介護均等割額	2,400	—	1,600	—	1,400	—	1,600	—
	介護平等割額	☆	☆	200	—	700	—	860	—

※表中の「—」は変更がないこと、「☆」は空欄を表している。

※特定世帯は、世帯の状況に変更がない限り、後期高齢者医療保険に移行した5年間、世帯別平等割が半額となる。

2 附則

(施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分) 2 改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。